

議案第26号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1 改正の趣旨

令和4年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された。

令和5年9月13日には、「脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、施行日が令和6年4月1日となった。

これに伴い、朝霞市手数料徴収条例で規定する字句の整理を行うもの。

2 改正内容

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改められることとなった。

これに伴い、朝霞市手数料徴収条例の別表第2で規定する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

3 施行日

令和6年4月1日

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係

電話 048-423-3854